



2020年2月6日

各 位

会 社 名 ダイナパック株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉山喜久雄
 (コード：3947 東証・名証第2部)
問合せ先 取締役常務執行役員 草野 雅夫
 経営企画本部長
 (電話番号 052-971-2651)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年2月6日開催の取締役会において、2020年3月24日開催予定の第58期定時株主総会に、定款の一部変更を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条を変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 自己の株式の取得について、現行定款第39条(変更案第34条)に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができるため、現行定款第7条の削除を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年3月24日
定款変更の効力発生日	2020年3月24日

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 紙器、紙加工品およびその材料の製造、仕入ならびに販売 2. 総合包装資材およびその材料の製造、仕入ならびに販売 3. 印刷、製本およびそれらの製造、仕入ならびに販売 4. 前各号に関する機械設備の製作、販売、リースならびに技術指導 5. 製紙原料の仕入ならびに販売 6. 家具、木型の製造、仕入ならびに販売 7. 室内装飾および造作工事 8. 不動産の賃貸および駐車場の経営 9. 前各号に附帯<u>又は</u>関連する一切の業務 <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第18条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、18名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 紙器、紙加工品およびその材料の製造、仕入ならびに販売 2. 総合包装資材およびその材料の製造、仕入ならびに販売 3. 印刷、製本およびそれらの製造、仕入ならびに販売 4. 前各号に関する機械設備の製作、販売、リースならびに技術指導 5. 製紙原料の仕入ならびに販売 6. 家具、木型の製造、仕入ならびに販売 7. 室内装飾および造作工事 8. 不動産の賃貸および駐車場の経営 9. 前各号に附帯<u>または</u>関連する一切の業務 <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人 <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第7条～第17条 <条数変更></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、18名以内とする。</p> <p>②<u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>選任する。</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条～第 24 条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>④当社は、<u>会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになるときに備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑤前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>第 22 条～第 23 条 <条数変更></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条～第 27 条 <条文省略></p> <p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><新設></p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条 <条数変更></p> <p>(取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 28 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(非業務執行取締役との責任限定契約) 第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>②任期満了前に退任した監査役の、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p><新設></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することがで</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="427 300 528 331"><新設></p> <p data-bbox="204 506 603 537">第 38 条～第 41 条 <条文省略></p>	<p data-bbox="890 232 970 264">きる。</p> <p data-bbox="794 300 1050 331">(監査等委員会規程)</p> <p data-bbox="782 336 1321 470">第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p data-bbox="782 506 1181 537">第 33 条～第 36 条 <条数変更></p>

以上